

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―四十八―三号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県越谷市大字増林五千八百二十七番地一他三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千二十五・七八立方メートル